

## 税務

P277/2018 - 2018 年 9 月 3 日

日本語翻訳版

## Tax Analysis

中国個人所得税改革に注目——  
税法修正案の要点を解説

2018 年 8 月 31 日、「『中華人民共和国個人所得税法』改正についての決定」が第十三期全国人民代表大会常務委員会第五回会議にて可決された。これにより、広く注目を集めている「中華人民共和国個人所得税法」修正案（以下「修正案」と略称）が正式に承認され、中国個人所得税改革は重要な一歩を踏み出したことになる。

修正案は段階的に実施され、大部分の条文は 2019 年 1 月 1 日より全面的に発効する。2018 年 10 月 1 日から 2018 年 12 月 31 日までの賃金給与所得については、基礎控除費用の標準を月 5,000 元に高めた上で、新しい総合所得の税率を適用することになる。それと同時に、近日中に発布される修正案の実施条例、各種の具体的な規定と措置も、大衆からの期待と激論をまねくホットトピックとなるだろう。「中国個人所得税改革に注目」シリーズの第 2 弾として、本タックスアナリシスは 2018 年 6 月 29 日に公開された意見募集草案に対する修正点に注目し、その要点について解説を行う。

## 意見募集草案の要点

現在の個人所得税法と比較すると、2018 年 6 月 29 日に発行された修正草案には主に以下の変更点が含まれている。

- 「居住者」の定義を明確化し、「183 日」ルールという居住者身分判定基準を導入する。
- 課税所得の種類を調整し、賃金給与所得、労務報酬所得、原稿料所得、特許使用料所得を総合所得に含める。
- 賃金給与所得について、低い税率（3%～25%）のランクを拡大する。
- 賃金給与所得に係る基礎控除額を引き上げ、附加控除費用を取り消し、特定附加控除項目を新設する。
- 新しい申告納税制度を制定し、居住者個人の総合所得につき、前払いの源泉徴収と確定申告を組み合わせる徴収方法を採用する。
- 国外移住前の税務清算規定を新たに追加する。
- 多部門間での情報の共有を明確にし、社会信用システムを確立する。

筆者：

北京

王欢

パートナー

電話：+86 10 8520 7510

メール：[huawang@deloitte.com.cn](mailto:huawang@deloitte.com.cn)

上海

俞萌

パートナー

電話：+86 21 6141 1277

メール：[iryu@deloitte.com.cn](mailto:iryu@deloitte.com.cn)

北京

康婕

シニアマネージャー

電話：+86 10 8512 5412

メール：[makang@deloitte.com.cn](mailto:makang@deloitte.com.cn)

上海

李春菲

シニアマネージャー

電話：+86 21 6141 1335

メール：[tiffli@deloitte.com.cn](mailto:tiffli@deloitte.com.cn)

- 個人の脱税防止条項を追加する。

## 修正案条文の変更

最終修正案は、意見募集草案の各修正点を保留した上で、主として以下の条文を追加している。

### 「老人扶養支出」という特定附加控除項目を新たに追加する

これまで特定附加控除に入れていた子女教育費、継続教育費、重大疾病医療費、住宅ローンの利子費用（住宅家賃）以外に、修正案では更に老人扶養費用も特定附加控除の範囲に含めている。

また最終修正案では、特定附加控除の具体的な範囲、控除基準と実施プロセスは国務院により確定されること、及び全国人民代表大会常務委員会へ報告し、届出手続きを行うことが明確にされた。

### 労務報酬所得、原稿料所得、特許権利使用料所得の20%を費用として控除できる規定が新たに追加された

最終修正案では、労務報酬所得、原稿料所得、特許権利使用料所得については、所得額の20%を費用として控除できることが規定された。つまり、労務報酬所得、原稿料所得、特許権利使用料所得は収入の80%を総合所得に計上し、個人所得税を計算する。なお、原稿料は70%を収入とすることがさらに享受できるので、原稿料については実際収入の56%を総合所得に計上し、個人所得税を計算する。

現行の中国個人所得税法によると、上述の3つの所得について、毎回（または毎月、適用される場合）の収入額が4,000元を下回る場合、800元を控除するが、収入が4,000元以上の場合、20%の費用を控除できるとされており、残額を課税所得ととしている。また、原稿料所得は課税所得額の30%を減額するとしている。以前の意見募集の修正草案では、上述の3つの所得と賃金給与所得を総合所得に含めたが、費用控除の規定は保留していなかった。関連する意見を募集した後、最終修正案では、基本的に現行の税法における上述の3つの所得について20%を控除できること、および原稿料所得については、さらに追加で30%を控除できる規定を保留するものとした。

### その他の課税項目、減免税項目の承認権限を調整する

税収の法定原則を実行するために、最終修正案はその他の課税項目、減免税項目の承認権限を調整している。その中で：

- 税法で列挙される課税項目にある「国務院財政部が決定したその他の課税所得」を削除する。
- 個人所得税法に記載されている免税項目と減税条件を除いて、現在の税法で国務院財政部により承認されるその他の免税項目と減税条件については、国務院で規定した上で、全国人民代表大会常務委員会に報告・届出を行うことに変更される。

### 関連者間取引の脱税防止条項を完備する

意見募集草案の中では「個人と関連当事者との間の業務取引が、独立取引原則に合致せず、正当な理由がない」場合、税務機関は納税調整の脱税防止規定を執行する権利を有している。税務機関が上述の納税調整を実施するには、関連業務取引が独立取引原則に合致しない事によって「本人またはその関連当事者の課税所得額が軽減されている」という条件を満たさなければならないという内容が最終修正案において明確にされている。

### 公益慈善事業寄付金控除の基準を明確にする

如欲垂詢更多信息，請聯絡：

Global Employer Services

中国兼華南地域

香港

謝梓博

パートナー

電話：+852 2238 7499

メール：[tojasper@deloitte.com.hk](mailto:tojasper@deloitte.com.hk)

華北區

北京

王欢

パートナー

電話：+86 10 8520 7510

メール：[huawang@deloitte.com.cn](mailto:huawang@deloitte.com.cn)

華東區

上海

俞萌

パートナー

電話：+86 21 6141 1277

メール：[iryu@deloitte.com.cn](mailto:iryu@deloitte.com.cn)

華西區

重慶

汤卫东

パートナー

電話：+86 23 8823 1208

メール：[ftang@deloitte.com.cn](mailto:ftang@deloitte.com.cn)

最終修正案によると、個人が教育、貧困緩和など公益慈善事業に寄付する場合、寄付金が納税者の申告した課税所得の30%を超えない部分については、課税所得から控除できるが、国務院が公益慈善事業寄付金を全額控除できると規定している場合、当該規定に従うと規定している。

意見募集草案に比べると、最終修正案は寄付控除率30%及び全額控除の例外規定をさらに明確にしている。しかしながら、上述の規定は現在の税法と基本的に一致しており、例えば、寄付控除率30%は既に現行の個人所得税法実施条例で言及されているわけであるが、最終修正案はこの規定の法的なレベルを上昇させたということである。

## 源泉徴収義務者が納税者に個人所得及び源泉徴収情報を提供する義務を明確にする

修正案に新しい規定が加えられ、源泉徴収義務者が納税者に個人所得及び源泉徴収などの情報を提供する義務があると明確にされている。

## ゼロイトの見解

個人所得税法の7度目の改正は、中国個人所得税の改革プロセスにおいて深い意味があり、歴史的な変革であり、その大きな改革の力、幅広い影響はこれまでの数回の改正を超えるものである。意見募集草案に比べると、修正案は意見募集草案の内容を基本的に保留し、それに大衆と各業界の意見とアドバイスを参照した後、老人扶養支出を特定追加控除項目の範囲に入れ、同時に労務報酬所得、原稿料所得及び特許権利使用料所得の控除基準などの条項を加えるなど、今回の改革の民生福利に対する関心が再び具現化されている。

## 納税者

修正案が全面的に発効した後、納税者は次のような点に注目すべきである：

一、居住者身分の判定 – 居住者身分と個人所得税納税義務とは直結しており、中国居住者と認定された納税者は中国国内と国外において取得した所得について、関連する法律に従って中国で個人所得税を納付しなければならない。居住者身分の判定と国外所得の納税申告は、中国国内法規の各規定に関わるだけでなく、納税者の元の居住国、さらに第三国の税法規定及び租税条約の適用にも及ぶ可能性があり、その複雑性は言うまでもない。個人の面から見ると、今回の税法改革で導入された183日の居住基準は、国境を跨ぐ個人（例えば、中国で働く外国籍個人、海外へ移住した後で依然として中国へ頻りに通う個人、あるいは海外永住権を取得したが長期間中国に滞在する個人）に大きな影響を及ぼす可能性があるため、このような納税者は自分自身の状況を慎重に整理し、新税法における居住者身分をあらかじめ確認し、税務上の影響を再評価するべきである。

二、課税所得額の確定 – 改正された個人所得税法は11項目の所得を9項目に調整し、その中の4種類の労働所得（賃金給与所得、労務報酬所得、原稿料所得、特許使用料所得）を総合所得として合わせて課税する。それ以外に、今回の税法では、基礎控除額の引き上げと低税率の適用ランクの拡大、特定追加控除項目の導入などにより、中低所得層の税金負担を軽減させる目的を実現することになる。税収項目分類と課税規定にある一連の変化は、納税者の申告納付及び税務機関の徴収管理に対し、厳しい要求を提起することが予想される。個人納税者は課税所得の分類を熟知し、この後に発表される各追加控除項目の具体的な規定と基準に注目し、それと同時に今後の規定に従い、必要な控除の証拠と証明資料を保留しなければならない。これらを行うことによって今回の税法改革による減税効果を十分に享受できると言えよう。

三、年度確定申告義務の履行 – 新個人所得税法において、居住者納税者が取得した賃金を含めた総合所得につき、年ごとに課税することになる。このため、源泉徴収義務者が月次または支給の都度、税金の源泉徴収と予納を行い、また、毎月源泉徴収した税金を翌月の15日までに国庫に納付し、その後、居住者納税者が翌年の3月1日から6月30日までに追加納税または税金還付を行うこととなる可能性が高い。異なる機構よりそれぞれ総合所得を取得した居住者に対して、年度税金計算と追加納税または税金還付が必要になる。また、単一の所得項目を取得した居住者についても、年度確定申告は大きな意味がある。例えば、居住者が特定追加控除情報を月次ごとに雇用主に提供しておらず、源泉徴収と予納の際に控除金額を享受していない、あるいは十分に享受していない場合、この納税者は年度確定申告における税金還付を申請することができる。そのため、関連する納税者は税法にある総合所得申告の新規定を十分に理解した上で、自分自身の状況に応じた税務コンプライアンス要求に従い、さらに、年度確定申告による追加納税または税金還付を行う際に複雑な状況が発生した場合、即時に税務専門家の協力を求めるのがよいであろう。

四、国外移住前の税務清算義務の履行 – 納税者が国外移住のため中国戸籍を抹消する場合、中国戸籍を抹消する前に税務清算を行わなければならない。この規定の確立は中国政府が国家税収主権管理を強化する理念を具現化しており、国外移住計画のある国内納税者は、日常的な税務コンプライアンス要求を重視し、自分自身の税務コンプライアンス状況を早めに確認しなければならず、税務清算が適時に完了できないことによる悪影響を避けるべきである。

### 源泉徴収義務者（雇用主）

修正案が全面的に実行された後、源泉徴収義務者（特に、賃金給与の個人所得税を源泉徴収する義務を負う雇用主企業）は、以下の点に留意すべきである。

一、税金の源泉徴収と予納する義務 – 賃金給与所得が総合所得に含まれ、居住者個人の総合所得が年次で計算され、年度確定申告で精算されることとなるが、雇用主の源泉徴収者としての源泉徴収義務が弱まるわけではない。雇用主が従業員に賃金給与所得を支給する際に、依然として月次または支給の都度個人所得税を源泉徴収し予納する義務を負っている。

二、特定附加控除項目は月次源泉徴収と予納において取り扱う – 新たに設立された特定附加控除につき、新税法により、居住者個人が源泉徴収者に特定附加控除情報を提供する場合、源泉徴収者は月次源泉徴収と予納を行う際に規定に従って控除し、拒否することができないと規定している。関連部門は今のところ特定附加控除の実施方法を検討している段階であり、源泉徴収者は特定附加控除規定の実施における具体的な責任を明らかにする必要があるが、従業員の特定附加控除情報を受け取るのが企業人事部門の日常作業になることは疑いない。

三、納税者に個人所得と源泉徴収情報を提供する – 納税者が源泉徴収税額と個人所得情報を完全かつ正確に理解し、これに基づいて年次確定申告を完了できるようにするため、新しい個人所得税法では源泉徴収義務者が納税者に個人所得および源泉徴収した税額などの情報を提供すべきであると規定されている。これは中国税法にある独特の要件ではない。例えば、アメリカでは、源泉徴収義務者である雇用者は、年度終了後に従業員、連邦および州の税務当局に従業員の年収および源泉徴収情報要約書（W-2）を提出する義務がある。個人の納税申告の情報ベースを根拠として、このフォームには、前の納税年度に雇用主が従業員に支払った賃金給与所得、源泉徴収税額、医療保険および社会保障情報が記載されている。中国の個人所得税法におけるこのような規定の確立は、雇用主に更に厳しい要求を提起している。

いずれにせよ、国際派遣人員や多様な従業員を有するグローバル企業と中国企業は、賃金給与所得の個人所得税源泉徴収者として、雇用主は必ず人事制度の新たな課題に直面することになる。後続の政策に注目すると同時に、できるだけ早めに次の措置を検討することをお勧めする。

- 各種の従業員に対する新しい個人所得税法の宣伝とコミュニケーション
- 個人の年度確定所得申告の複雑さとそれによる税収リスクの分析・把握（例えば、居住者身分の判定、租税条約の適用など）
- 現在の内部政策やプロセスが新たな税法に適切しているかを審査する。（特定附加控除と予納制度を含む）
- 新税法が各種の従業員に与える様々な影響をレビューする。
  - 国際派遣人員（国際的な派遣コストの概算及び税務計画、グローバル派遣政策のチェックなどを含む）
  - 現地雇用の外国籍従業員（ローカル採用の賃金福利政策及び労働コストなどを含む）
  - 高級管理層（報酬体系及び法律に従う税務申告義務など）

従業員数の多い大手企業にとっては、賃金給与に係る税務作業に情報技術の導入を積極的に検討すべきである。情報技術の導入を通じて、税金計算や情報集約の効率性と正確性を大幅に高めることが今後のトレンドとなる。

### まとめ

新税法が施行された後、将来の個人所得税の徴収は、以前の源泉徴収義務者を中心にしたモデルから、納税者と源泉徴収義務者を共に重んずるように変更される。脱税防止条項の追加と金融口座における税金関連情報の自動交換の実施及び、情報化された税務リスク管理と統制、政府各部門間の協調管理を推進することにより、中国税務機関の個人所得税の徴収と管理能力が大幅に向上されることが見込まれている。それと同時に、国内の信用情報システムの設立と改善により、納税者と源泉徴収義務者のコンプライアンスコストも増加し続けることとなる。

上記の背景を踏まえ、納税者としても源泉徴収義務者としても、即時に税法改革の新政策を深く理解し、税法のコンプライアンス要求に従い、税務意識を高めることは非常に重要な意義がある。必要に応じて、専門機関の協力を求めることは賢明な選択であり、総合所得の年度確定申告と税金精算作業の効率を高めることに役立つと考えられる。

個人所得税法修正案が正式に発布されたが、個人所得税法の実行条例及び関連する措置に係る検討が続いている。例えば、特定附加控除の基準と範囲は、どのように設定されているのか？ 年度確定申告の追加納税と税金還付手続きは、どのように取り扱うのか？ 外国籍個人に適用される免税福利と5年ルールなどは保留されるか、または廃止されるのか？ 年間一回のボーナスやストックオプション所得の納税規定は将来変更されるのか？ などは、依然として納税者の関心の焦点になっている。デロイトは、これらの問題に関連した税制改革の進展に引き続き注目し、「中国個人所得税改革に注目」シリーズのタックスアナリシスを通じ、関連情報の共有をさせていただく所存である。

本文はデロイト中国より中国大陸と香港のクライアント及びその従業員のために作成したものであり、内容は一般的な参考です。読者が対応措置を作成する前に専門な税務顧問と相談することをお勧めします。なお、本文の資料及び他の税務分析や意見に関するお問い合わせは、下記の担当者までご連絡ください。

## 北京

**朱梭**  
合伙人  
电话: +86 10 8520 7508  
传真: +86 10 8518 7326  
电子邮件: [andzhu@deloitte.com.cn](mailto:andzhu@deloitte.com.cn)

## 成都

**汤卫东 / 张书**  
合伙人  
电话: +86 28 6789 8188 / 8008  
传真: +86 28 6500 5161  
电子邮件: [ftang@deloitte.com.cn](mailto:ftang@deloitte.com.cn)  
[tonzhang@deloitte.com.cn](mailto:tonzhang@deloitte.com.cn)

## 重庆

**汤卫东 / 张书**  
合伙人  
电话: +86 23 8823 1208 / 1216  
传真: +86 23 8859 9188  
电子邮件: [ftang@deloitte.com.cn](mailto:ftang@deloitte.com.cn)  
[tonzhang@deloitte.com.cn](mailto:tonzhang@deloitte.com.cn)

## 大连

**徐继厚**  
合伙人  
电话: +86 411 8371 2888  
传真: +86 411 8360 3297  
电子邮件: [jihxu@deloitte.com.cn](mailto:jihxu@deloitte.com.cn)

## 广州

**李旭升**  
合伙人  
电话: +86 20 8396 9228  
传真: +86 20 3888 0121  
电子邮件: [vicli@deloitte.com.cn](mailto:vicli@deloitte.com.cn)

## 杭州

**卢强 / 何飞**  
合伙人  
电话: +86 571 2811 1901  
传真: +86 571 2811 1904  
电子邮件: [qilu@deloitte.com.cn](mailto:qilu@deloitte.com.cn)  
[fhe@deloitte.com.cn](mailto:fhe@deloitte.com.cn)

## 哈尔滨

**徐继厚**  
合伙人  
电话: +86 451 8586 0060  
传真: +86 451 8586 0056  
电子邮件: [jihxu@deloitte.com.cn](mailto:jihxu@deloitte.com.cn)

## 香港

**展佩佩**  
合伙人  
电话: +852 2852 6440  
传真: +852 2520 6205  
电子邮件: [sachin@deloitte.com.hk](mailto:sachin@deloitte.com.hk)

## 济南

**蒋晓华**  
合伙人  
电话: +86 531 8518 1058  
传真: +86 531 8518 1068  
电子邮件: [betjiang@deloitte.com.cn](mailto:betjiang@deloitte.com.cn)

## 澳门

**鄧偉文**  
合伙人  
电话: +853 2871 2998  
传真: +853 2871 3033  
电子邮件: [raytang@deloitte.com.hk](mailto:raytang@deloitte.com.hk)

## 南京

**许柯 / 胡晓蕾**  
合伙人  
电话: +86 25 5791 5208 / 6129  
传真: +86 25 8691 8776  
电子邮件: [frakxu@deloitte.com.cn](mailto:frakxu@deloitte.com.cn)  
[roshu@deloitte.com.cn](mailto:roshu@deloitte.com.cn)

## 上海

**梁晴**  
合伙人  
电话: +86 21 6141 1059  
传真: +86 21 6335 0003  
电子邮件: [mliang@deloitte.com.cn](mailto:mliang@deloitte.com.cn)

## 沈阳

**徐继厚**  
合伙人  
电话: +86 24 6785 4068  
传真: +86 24 6785 4067  
电子邮件: [jihxu@deloitte.com.cn](mailto:jihxu@deloitte.com.cn)

## 深圳

**李旭升**  
合伙人  
电话: +86 755 3353 8113  
传真: +86 755 8246 3222  
电子邮件: [vicli@deloitte.com.cn](mailto:vicli@deloitte.com.cn)

## 苏州

**管列韵**  
合伙人  
电话: +86 512 6289 1297  
传真: +86 512 6762 3338  
电子邮件: [kguan@deloitte.com.cn](mailto:kguan@deloitte.com.cn)

## 天津

**白凤九**  
合伙人  
电话: +86 22 2320 6699  
传真: +86 22 8312 6099  
电子邮件: [bilbai@deloitte.com.cn](mailto:bilbai@deloitte.com.cn)

## 武汉

**钟国辉**  
合伙人  
电话: +86 27 8526 6618  
传真: +86 27 6885 0745  
电子邮件: [gzhong@deloitte.com.cn](mailto:gzhong@deloitte.com.cn)

## 厦门

**钟锐文 / 吴焕琛**  
合伙人 / 总监  
电话: +86 592 2107 298 / 055  
传真: +86 592 2107 259  
电子邮件: [jichung@deloitte.com.cn](mailto:jichung@deloitte.com.cn)  
[chwu@deloitte.com.cn](mailto:chwu@deloitte.com.cn)

### 关于德勤中国税务技术中心

德勤中国税务团队于二零零六年成立德勤中国税务技术中心,旨在不断提高德勤中国的税务服务质量,为客户提供更佳的服务及协助税务团队出类拔萃。德勤中国税务技术中心编制、发布了“税务评论”、“税务要闻”等系列刊物,从技术的角度就新近颁发的相关国家法规、法例作出评论分析与介绍;并对疑点、难点作出专题税务研究及提供专业意见。如欲垂询,请联络:

### 中国税务技术中心

电子邮件: [ntc@deloitte.com.cn](mailto:ntc@deloitte.com.cn)

### 主管合伙人 / 华南区 (香港)

**张新华**  
合伙人  
电话: +852 2852 6768  
传真: +852 2851 8005  
电子邮件: [ryanchang@deloitte.com](mailto:ryanchang@deloitte.com)

### 华北区

**张博**  
合伙人  
电话: +86 10 8520 7511  
传真: +86 10 8518 1326  
电子邮件: [juliezhang@deloitte.com.cn](mailto:juliezhang@deloitte.com.cn)

### 华东区

**朱正萃**  
合伙人  
电话: +86 21 6141 1262  
传真: +86 21 6335 0003  
电子邮件: [kzhu@deloitte.com.cn](mailto:kzhu@deloitte.com.cn)

### 华南区 (内地/澳门)

**张文杰**  
总监  
电话: +86 20 2831 1369  
传真: +86 20 3888 0121  
电子邮件: [gercheung@deloitte.com.cn](mailto:gercheung@deloitte.com.cn)

### 华西区

**张书**  
合伙人  
电话: +86 28 6789 8008  
传真: +86 28 6317 3500  
电子邮件: [tonzhang@deloitte.com.cn](mailto:tonzhang@deloitte.com.cn)

如欲索取本文的电子版或更改收件人信息,请联络陆颖仪 [Wandy Luk \(wanluk@deloitte.com.hk\)](mailto:wanluk@deloitte.com.hk) 或传真至 +852 2541 1911。